

## (2) 事業者の方へ

### ア 事業所登録関連

#### (ア) 新たに移動支援事業を実施する事業者の場合

① 「藤沢市地域生活支援事業 事業所登録」の申請書・定款・運営規程・サービス提供者の資格証の写しの提出をお願いします。

「藤沢市地域生活支援事業 事業所登録」の申請書については、藤沢市のホームページ（[障がい福祉サービス事業者の方（申請書等） | 藤沢市\(city.fujisawa.kanagawa.jp\)](http://city.fujisawa.kanagawa.jp)）からダウンロードできます。

② かながわ自立支援給付費等支払システム「地域生活支援事業所・単独事業所登録シート」の提出をお願いします。

③ 既に藤沢市外で移動支援事業者の指定を受けている事業者の場合

上記②の手続きは、指定を受けた市町村の決定通知書（神奈川県の附番が分かるもの）の写しを提出することで省略できます。

藤沢市で支給決定されている方に移動支援事業を提供する場合は、藤沢市の基準でサービス提供を行い、藤沢市の単価で請求してください。

#### (イ) 事業の変更（追加）、その他申請内容に変更が生じた場合

事業変更届出書を変更する事実発生から10日以内ご提出ください。また変更内容により必要となる書類を合わせてご提出ください。

#### (ウ) 事業所登録を廃止する場合

廃止の1か月前に手続きをし、利用者が困らないよう次の事業所へきちんと引き継ぎをしてください。

#### サービス提供の留意点

「1 サービスの概要（p1）」「（1）利用者の方へ（p2～3）」をよくお読みください。

- ・基本は、自宅出発し自宅帰宅となります。
- ・サービス開始は、利用者の方が一緒のところからが算定できます。
- ・ヘルパーが運転する車による外出は、対象外となります。（運転手とヘルパーが別の人の場合を除く）
- ・経済活動、宗教、政治活動等、特定の利益を目的とする団体活動での外出は対象外となります。
- ・目的地において、支援の必要がない場合は、算定を除いて請求してください。
- ・通勤には利用できません。
- ・病院への通院等のための移動支援又は、官公庁での公的手続きもしくは、障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動支援については、介護給付費の「通院等介助」での支援となります。
- ・行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援対象者については、介護給付費が優先となります。
- ・介護保険対象者であっても、介護保険の給付要件に該当しない場合は利用可能となります。ただし、通院については介護給付費の通院介助での利用となります。



## (工) 事業所設置規定

サービス提供責任者	◎ 1人以上のサービス提供責任者を配置してください。 ◎ サービス提供責任者は、管理者又はサービス提供者と兼務することができます。
サービス提供者	◎ サービス提供者として、次のいずれかに該当する者を2人以上配置しなければなりません。  (1) 介護福祉士 (2) 介護職員初任者研修課程修了者 (3) 平成25年3月31日の時点において、従来の介護職員基礎研修、又は居宅介護従業者養成研修1, 2級課程を修了している者 (4) 同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者 (5) 平成18年9月30日の時点において、従来の視覚障がい者外出介護従事者養成研修、全身障がい者外出介護従業者養成研修又は知的障がい者外出介護従業者養成研修を修了しているもの。 (6) 従来の視覚障がい者外出介護従業者養成研修、全身障がい者外出介護従業者養成研修又は知的障がい者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修を修了した者 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が第3から前号までに規定する研修と同等と認める研修を修了した者
運営規定	◎ 移動支援事業者は、次の各号に掲げる事項の運営規定を定めておかなければならない。  ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 従業者の職種、員数及び職務内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 移動支援の内容及び利用者から受領する費用の額 ・ サービスの実施地域 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 ・ その他運営に関すること



## イ 請求関連

- ① かながわ自立支援給付等支払システム(国保連)からの請求をしてください。
- ② サービス提供月の翌月10日(土日祝日の場合はその前の金曜日)までに(必着)、「サービス提供報告書」を藤沢市障がい者支援課へ提出してください。  
サービス提供報告書の様式は、[移動支援事業 | 藤沢市 \(city.fujisawa.kanagawa.jp\)](http://city.fujisawa.kanagawa.jp) からダウンロードできます。
- ③ 請求受領後に請求誤りがあった場合は、請求月の7日正午までに過誤申立書を障がい者支援課へ提出して、正しい内容を国保連へ再請求してください。  
過誤申立書の様式は[過誤申立書について | 藤沢市 \(city.fujisawa.kanagawa.jp\)](http://city.fujisawa.kanagawa.jp) からダウンロードできます。

# ウ 通学支援加算の算定について

2015年4月から小学校1年生（特別支援学校小学部1年生を含む）が通学時に移動支援を利用する際に、保護者の就労や病気等を理由に移動支援を申請された方に対し「通学支援加算」の決定を行います。この加算の算定方法は次のとおりです。

## 通学支援加算対象者への移動支援実施例

### ① 自宅と学校までの移動支援（登校）

7:00	8:00	
通学支援加算算定可 算定時間1時間＝400円		自宅から学校までの1時間に対し、通学支援加算が算定可能です。
本体請求1時間		
自宅	小学校	

### ② 学校から自宅までの移動支援（下校）

15:00	15:30	
通学支援加算算定可 算定時間30分＝200円		学校から自宅までの30分に対し、通学支援加算が算定可能です。
本体請求30分		
小学校	自宅	

### ③ 学校から下校途中で施設などに立ち寄った場合（保護者帰宅までの見守りのため）

15:00	16:00	17:00	17:30
通学支援加算算定可 算定時間2時間＝800円		通学支援加算算定不可	
本体請求2時間30分			
小学校	公園など	自宅	

学校から自宅までの2時間30分のうち、2時間まで通学支援加算が算定可能。2時間を超えた後の30分については、本体請求のみとなります。

### ④ 学校から習い事先まで（習い事の時間が2時間未満）移動支援を行い、さらに帰宅時に移動支援を利用する場合

15:00	16:00	17:00	17:30
通学支援加算算定可 算定時間1時間	対象外	通学支援加算算定可 算定時間30分 合計 1.5時間 600円	※2時間ルールが適用され本体は1.5時間に合算して請求します。
本体請求1時間		本体請求 合計1.5時間	通学支援加算についても、1.5時間算定可能です。
小学校	習い事や 放課後等デイサービス		自宅

学校から習い事先まで通学支援加算の対象となります。また、習い事の時間が2時間未満で帰宅のための移動支援を合算して請求しなければならない場合は、通学支援加算も合わせて算定可能です。

### ⑤ 学校から習い事（放課後等デイサービスなど含む）に移動支援を行い、さらに帰宅時に移動支援を利用する場合

15:00	16:00	19:00	19:30
通学支援加算算定可 算定時間1時間＝400円	対象外	通学支援加算算定不可	※2時間ルールが適用され本体は1時間と30分の別々に請求します。
本体請求1時間		本体請求30分	
小学校	習い事や 放課後等デイサービス		自宅

学校から習い事先まで通学支援加算の対象となります。習い事の時間が2時間以上で習い事先から帰宅のための移動支援が別請求となる場合は、習い事先から帰宅までの時間は通学支援加算は算定できません。

### ⑥ 休日等の余暇支援などでの移動支援利用について

10:00	12:00	
通学支援加算算定不可		加算対象者であっても、通学時以外の移動支援利用には算定できません。
本体請求2時間		
自宅	自宅	



# エ サービスコード一覧表

※ 8 時間を越える場合は、利用者負担となります。

サービスコード	名称・利用時間	サービス報酬費用 (円)	報酬単価 (単位)
113011	藤沢市移動支援 決定・契約 5%負担		
113013	藤沢市移動支援 決定・契約 0%負担		
113111	藤沢市移動支援 5%負担 30分	2,000	200
113121	藤沢市移動支援 5%負担 1時間	3,000	300
113131	藤沢市移動支援 5%負担 1時間30分	4,000	400
113141	藤沢市移動支援 5%負担 2時間	5,000	500
113151	藤沢市移動支援 5%負担 2時間30分	5,800	580
113161	藤沢市移動支援 5%負担 3時間	6,600	660
113171	藤沢市移動支援 5%負担 3時間30分	7,400	740
113181	藤沢市移動支援 5%負担 4時間	8,200	820
113191	藤沢市移動支援 5%負担 4時間30分	9,000	900
113201	藤沢市移動支援 5%負担 5時間	9,800	980
113211	藤沢市移動支援 5%負担 5時間30分	10,600	1,060
113231	藤沢市移動支援 5%負担 6時間	11,400	1,140
113241	藤沢市移動支援 5%負担 6時間30分	12,200	1,220
113251	藤沢市移動支援 5%負担 7時間	13,000	1,300
113261	藤沢市移動支援 5%負担 7時間30分	13,800	1,380
113271	藤沢市移動支援 5%負担 8時間	14,600	1,460
113113	藤沢市移動支援 0%負担 30分	2,000	200
113123	藤沢市移動支援 0%負担 1時間	3,000	300
113133	藤沢市移動支援 0%負担 1時間30分	4,000	400
113143	藤沢市移動支援 0%負担 2時間	5,000	500
113153	藤沢市移動支援 0%負担 2時間30分	5,800	580
113163	藤沢市移動支援 0%負担 3時間	6,600	660
113173	藤沢市移動支援 0%負担 3時間30分	7,400	740
113183	藤沢市移動支援 0%負担 4時間	8,200	820
113193	藤沢市移動支援 0%負担 4時間30分	9,000	900
113203	藤沢市移動支援 0%負担 5時間	9,800	980
113213	藤沢市移動支援 0%負担 5時間30分	10,600	1,060
113233	藤沢市移動支援 0%負担 6時間	11,400	1,140
113243	藤沢市移動支援 0%負担 6時間30分	12,200	1,220
113253	藤沢市移動支援 0%負担 7時間	13,000	1,300
113263	藤沢市移動支援 0%負担 7時間30分	13,800	1,380
113273	藤沢市移動支援 0%負担 8時間	14,600	1,460
113301	藤沢市移動支援通学支援加算 30分	200	20
113302	藤沢市移動支援通学支援加算 1時間	400	40
113303	藤沢市移動支援通学支援加算 1時間30分	600	60
113304	藤沢市移動支援通学支援加算 2時間	800	80

